

郡内織物産地未来創造プロジェクト業務委託仕様書

1 委託業務名

郡内織物産地未来創造プロジェクト業務

2 業務期間

契約締結の日から令和9年3月31日(水)まで

3 業務目的

本業務は、次世代のファッション・デザイン業界を担っていく若手デザイナーやデザイン分野の学生に対して、郡内織物に対する理解を深める機会及び制作・発表の機会を提供することで、郡内織物と先進的な感性との融合を図り、郡内織物の新たな価値創出に繋げることを目的としている。

また、郡内織物の歴史的背景や特徴、若手デザイナー等との協働による取組成果について、各種メディア等を活用して情報発信を行うことで、国内外の関連業界関係者の関心を喚起し、クリエイティブ分野における郡内織物の認知度の向上を図ることを目的としている。

4 業務内容

受託事業者は、次に掲げる項目について、山梨県と協議しながら委託業務を実施すること。

実務実施の詳細については、この仕様書及び企画提案の内容をもとに県と協議の上で決定する。また業務の進捗状況等に応じて必要がある場合は、その具体的な内容及び実務手法を調整する。

受託事業者は、目標達成のために必要な事項について山梨県と協議の上、業務を実施すること。

(1) プロジェクトの方向性の策定

受託事業者は、本業務が郡内織物の国内外における認知度及びブランド力の向上に資するよう、プロジェクト全体の方向性を策定した上で、(2) から (7) までの業務を実施すること。また、方向性の策定にあたっては、必要に応じて産地関係者等へのヒアリングを行うなど、郡内織物産地の課題及び可能性の把握に努めること。

(2) 未来人材（若手デザイナー）との接点づくり

受託事業者は、若手デザイナーを郡内織物産地に招聘し、滞在中及びその前後における制作活動（郡内織物を活用したものに限る）を支援すること。なお、招聘・滞在制作支援にあたっては、次に掲げる事項を遵守すること。

- ①若手デザイナーとの協働を通じて創出し得る郡内織物産地の可能性について、体系的に検討・設計すること。
- ②招聘する若手デザイナーは、3名以上となるよう調整すること。
- ③招聘する若手デザイナーは受託事業者が選定し、県に協議した上で決定すること。
- ④招聘する若手デザイナーとの滞在制作等に係る連絡調整は、受託事業者が行うこと。
- ⑤若手デザイナーの郡内織物産地における滞在先については、受託事業者が手配すること。
- ⑥若手デザイナーの制作作品については、次年度以降のデザインアートイベントでの展示発表可能なものとなるよう調整すること。
- ⑦若手デザイナーが郡内織物を十分に理解した状態で制作活動に臨めるよう、必要なインプットの時間・内容を確保すること。

(3) 未来人材（海外有名ファッション・デザイン教育機関）との接点づくり

受託事業者は、(4)及び次年度以降に海外有名ファッション・デザイン教育機関の学生を郡内織物産地へ招聘する機運を醸成するため、当該教育機関の教員等を招聘し、郡内織物のスタディーツアーを実施すること。なお、招聘およびスタディーツアーの実施にあたっては、以下の事項を遵守すること。

- ①海外有名ファッション・デザイン教育機関の未来人材との協働を通じて創出し得る郡内織物産地の可能性について、体系的に検討・設計すること。
- ②招聘するファッション・デザイン教育機関は、2校以上となるよう調整すること。
- ③招聘するファッション・デザイン教育機関は受託事業者が選定し、県に協議した上で決定すること。
- ④招聘するファッション・デザイン教育機関との連絡調整は受託事業者が行うこと。
- ⑤招聘する者の郡内織物産地における滞在先については、受託事業者が手配すること。ただし、産地における滞在先以外の旅行手配は県が行うものとする。
- ⑥スタディーツアーの実施内容については、受託事業者が企画し、県に協議し

た上で決定すること。

(4) 海外有名ファッション・デザイン教育機関における郡内織物講座の開設

受託事業者は、(3)で招聘した海外有名ファッション・デザイン教育機関のうち、いずれかの教育機関において、郡内織物に関する講座が実施可能となるよう必要な手配を行うこと。なお、講座実施に係る手配にあたっては、次に掲げる事項を遵守すること。

- ①講座を実施するファッション・デザイン教育機関との連絡調整および現地手配は、受託事業者が行うこと。
- ②講座の内容は受託事業者が企画し、県に協議した上で決定すること。なお、講座の中で郡内織物生地または製品に直接触れる機会を必ず設けること。
- ③講座実施時に同行し、現地での講座実施をサポートすること。
- ④産地関係者を2名以上講座講師として同行させるよう調整すること。ただし、産地関係者の旅行手配は県が行うものとする。
- ⑤ファッション・デザイン教育機関における講座実施後のアフターフォローも十分に行うこと。

(5) 郡内織物に関するフォーラムの開催

受託事業者は、郡内織物産地の新たな可能性を模索し、また、本業務を周知することを目的としたフォーラムを開催すること。なお、開催にあたっては、次の事項を遵守すること。

- ①フォーラムのあり方やコンセプトを検討・設計すること。
- ②フォーラムの内容は受託事業者が企画し、県に協議した上で決定すること。
- ③フォーラムの開催方法及び開催場所、参加者は受託事業者が選定し、県に協議した上で決定すること。なお、参加者については、郡内織物産地関係者（織物事業者及び地域おこしを担う者等）を始め、(2)・(3)で招聘した者、ファッション関係、デザイン関係、教育機関、他業種の企業・事業者、行政機関等、幅広い分野から選定するものとする。

(6) メディアプロモート

受託事業者は、各種メディアを活用して本業務の情報発信を行い、郡内織物の認知度及びブランド力向上を図ること。なお、有効なメディアの選定は受託事業者が行い、県に協議した上で決定するものとする。

(7) オウンドメディアの運営

受託事業者は本業務を周知するためのオウンドメディア（Instagram等）を運営すること。ただし、発信内容については、発信前に都度県に協議し、決定するもの

とする。

5 業務成果の取り扱い

(1) 業務成果の報告等

委託業務が終了したときは、業務完了報告書を県に提出すること。

(2) 業務成果の帰属等

①委託業務により作成された撮影素材等の成果物一式及び業務中に作成した資料一式の所有権、著作権及びその他の権利は、山梨県に帰属するものとし、県はホームページやY o u T u b e、S N S等に随時使用、複製できるものとする。

②成果物に第三者の著作物が含まれているときは、当該著作物（当該著作物を改変したものも含む）の著作権は、従前からの著作権者に帰属するものとするが、山梨県は、これを無償で、非独占的に使用できるものとし、受託事業者はそのために必要な著作権処理を行うこと。

③受託事業者は、委託業務により受託事業者が制作した著作物に関する著作権者人格権を行使しないものとする。

6 留意事項

(1) 受託事業者は、委託業務を総括する責任者を置き、県と常時連絡が取れる体制とすること。

(2) 受託事業者は、契約後速やかに事業計画書を県に提出し、事業内容やスケジュールについて承認を得ること。

(3) 委託業務に必要な資機材は、受託事業者が用意すること。

(4) 本仕様書に定める業務の実施に必要な経費は、すべて本委託料に含むものとする。

(5) 受託事業者は、委託業務の履行に当たって、契約書及び本仕様書に疑義が生じたときは、速やかに山梨県と協議を行うこと。なお、協議内容については、受託事業者において記録簿を作成すること。

(6) 委託業務より知り得た業務上の秘密は、委託期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。特に、委託業務により知り得た個人情報について、委託業務以外の目的で使用し、または第三者に漏らしてはならず、善良なる管理者の注

意をもって取り扱うこと。

7 その他事項

- (1) 委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。なお、委託業務の一部の再委託又は一部を請け負わせることについては、事前に県の承諾を得るものとする。
- (2) 本業務委託仕様書に明示なき事項が生じた場合は、県と受託者の両者協議により業務を進めるものとする。
- (3) 委託業務は、契約期間終了後も含めて、山梨県監査委員や会計検査院の検査の対象となる場合がある。検査の対象となった場合には、委託業務に係る資料提出等、積極的に協力すること。また、委託業務に関する会計関係帳簿類等の経理関係書類については、委託業務が終了した年度の翌年度から5年間保存しておくこと。